

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第3 有害ガス (第2条関係)

- (1) 弗素及びその化合物
- (2) シアン化水素
- (3) ホルムアルデヒド
- (4) メタノール
- (5) イソアミルアルコール
- (6) イソプロピルアルコール
- (7) 塩化水素
- (8) アクロレイン
- (9) アセトン
- (10) 塩素
- (11) メチルエチルケトン
- (12) メチルイソブチルケトン
- (13) ベンゼン
- (14) 臭素及びその化合物
- (15) 窒素酸化物
- (16) トルエン
- (17) フェノール
- (18) 硫酸(三酸化いおうを含む。)
- (19) クロム化合物
- (20) キシレン
- (21) 塩化スルホン酸
- (22) トリクロロエチレン
- (23) テトラクロロエチレン
- (24) ピリジン
- (25) 酢酸メチル
- (26) 酢酸エチル
- (27) 酢酸ブチル
- (28) ヘキサン
- (29) スチレン
- (30) エチレン
- (31) 二硫化炭素
- (32) クロルピクリン
- (33) ジクロロメタン
- (34) 1,2-ジクロロエタン
- (35) クロロホルム
- (36) 塩化ビニルモノマー
- (37) 酸化エチレン

(38) 砒素及びその化合物

(39) マンガン及びその化合物

(40) ニッケル及びその化合物

(41) カドミウム及びその化合物

(42) 鉛及びその化合物